

## 「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」に強く抗議し、 抜本的な見直しを求める声明

法制審議会の新時代の刑事司法制度特別部会は、「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」（以下「基本構想」という。）を公表した。同特別部会は、2013年3月以降、基本構想に基づき、作業分科会において、具体的な制度について検討を行うとしている。

そもそも、同特別部会は、いわゆる厚生労働省元局長事件における担当検事による証拠改ざんという事態を受けて法務省に設置された「検察の在り方検討会議」の提言、すなわち、「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方を抜本的に見直し、制度としての取調べの可視化を含む新たな刑事司法制度を構築するため」に直ちに検討を開始するべきである、との提言を受けて設置されたものである。

しかしながら、基本構想は、上記提言の趣旨からは大きくかけ離れ、違法捜査を抑止し、えん罪を防止するために必要不可欠な制度の導入には極めて消極的である一方で、被疑者・被告人、そして一般市民に対する重大な権利侵害となりかねない諸制度の導入に道を開くものとなっている。

たとえば、基本構想は、被疑者取調べの可視化について、可視化の範囲について「一定の例外事由」を事前に定める制度案と、可視化の範囲を「取調官の一定の裁量」にゆだねる制度案を提案しているが、いずれの制度案も、可視化の「例外事由」を定めることが前提となっており、違法・不当な取調べの抑止に必要不可欠である全面的な可視化には遠く及ばない点で、到底評価できるものではない。また、いずれの制度案についても、可視化の対象事件は、「裁判員制度対象事件の身柄事件」を念頭に置くとしており、痴漢事件等の裁判員制度非対象事件において違法・不当な取調べや、それに起因するえん罪が多発している実態を無視していると言わざるを得ない。

また、基本構想は、証拠開示制度についても、全面的証拠開示制度の導入に道を閉ざす内容となっている。捜査側による被告人に有利な証拠の隠蔽を防ぎ、えん罪を防ぐために、全面的証拠開示制度が必要不可欠であることは、氷見事件、布川事件、東電OL殺害事件等の再審無罪事件の例からも明らかであり、この点でも基本構想の内容は、到底評価できるものではない。

その他、基本構想は、被疑者取調べへの弁護人の立会いや、手続二分制度の導入、2号書面の証拠採用を制限する制度の導入等については、作業分科会において検討すら行わないとしている。

その一方で、基本構想は、「取調べへの過度の依存を改めて・・・証拠収集手段を適正化・多様化する。」との名目のもと、通信傍受の範囲の拡大や、会話傍受制度の導入、被告人の「虚偽供述」に対する制裁の導入を検討すべきとしている。

しかしながら、そもそも通信傍受は、憲法上保障された通信の秘密を侵害し、個人のプライバシーを侵害する捜査手法であるから、その対象は可能な限り限定すべきである。また、会話傍受制度、すなわち、犯罪の拠点となっていると考えられる事務所等における会話を傍受することを認める制度については、犯罪と関係のない会話や、捜査対象ではない一般市民の会話も含めて、広く傍受されうることが明らかであり、そのプライバシー侵害の度合いは、通話傍受以上に重大となる危険性がある。その他、基本構想が新たに導入しようとしている証拠収集手段等は、そのいずれも、被疑者・被告人、そして一般市民に対する重大な権利侵害を導きかねないものである。

以上のとおり、基本構想は、えん罪事件等の反省にたつて、違法・不当な捜査を抑止し、えん罪を防止するための捜査・公判のあり方を検討するという特別部会の設置目的からは、遠くかけ離れた内容になっていると言わざるを得ない。

自由法曹団は、基本構想の内容に強く抗議するとともに、作業分科会においては、特別部会の設置目的に立ち返り、違法捜査を防ぎ、えん罪を防止する制度を構築することを第一に、制度の見直しが行われることを求めるものである。

2013年3月28日

自由法曹団

団長 篠原 義仁